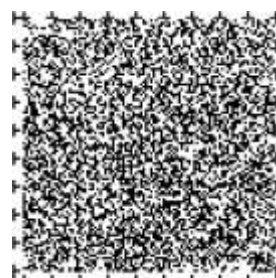


三鷹市 災害時避難行動要支援者 避難支援プラン

令和4年9月
三 鷹 市



第1章 はじめに

1 背景	3
2 三鷹市の取組	3
3 三鷹市災害時避難行動要支援者避難支援プランの位置づけと目的	3
《参考 自助・共助・公助》	4

第2章 要配慮者及び避難行動要支援者について

1 要配慮者の範囲	5
2 避難行動要支援者の要件	5
《参考 要配慮者の特徴》	5
《参考 要配慮者のうち透析を受けている方》	8
《参考 要配慮者のうち在宅にて人工呼吸器を使用している方》	9

第3章 避難行動要支援者名簿と名簿情報について

1 避難行動要支援者名簿と名簿情報	10
2 避難支援等関係者	10
3 避難行動要支援者名簿における特別な配慮が必要な方	12
4 避難行動要支援者の名簿情報の適正な管理	13
5 避難支援等関係者の安全確保	13
6 避難行動要支援者の名簿情報の活用	14

第4章 個別避難計画について

1 個別避難計画の概要	19
2 個別避難計画を連携して作成する関係者	19
3 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲	19
4 個別避難計画の作成の進め方	20
5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供	21
6 個別避難計画情報の適正な管理	21
7 個別避難計画の更新	21
8 個別避難計画の活用	22
9 福祉避難所や移動手段	22
《参考 大沢の野川流域の浸水エリアからの避難等について》	22

第5章 避難支援体制について

1 避難支援体制の整備	24
《参考 市の福祉支援班》	24

2 避難所等の種類	25
第6章 情報伝達等について	
1 避難情報の発令	26
2 情報伝達手段の整備	26
3 ハザードマップによる周知	27
第7章 避難所等における支援について	
1 避難所における支援	28
2 在宅避難者への支援	29
《参考 災害時在宅生活支援施設》	29
資料	
1 災害対策基本法 関係規定	31
2 関係様式	35
3 避難場所・避難所等一覧	41

第1章 はじめに

1—1 背景

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした教訓を踏まえ、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を策定しました。

さらに、近年の風水害（令和元年台風19号や令和2年7月豪雨等）においても、65歳以上の高齢者の被害が多いことから、国の防災会議の下ワーキンググループ等で議論がなされ「令和元年台風19号等による災害を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化や避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

1—2 三鷹市の取組

平成19年度から市独自の取組として「三鷹市災害時要援護者事業」を実施し、町会等を中心に災害時の共助の仕組みの体制づくりに着手しました。

平成26年度からは災害対策基本法に則った「三鷹市災害時避難行動要支援者支援事業」を実施し、災害対策基本法に定める要配慮者のうち避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を活用した避難支援に関する取組を進めてきました。

令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、平成24年5月に策定された「三鷹市災害時要援護者避難支援の基本方針」を改定し、「三鷹市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）」として作成します。この避難支援プランに基づき、名簿の実践的な活用を図るとともに、個別避難計画の作成を進めます。

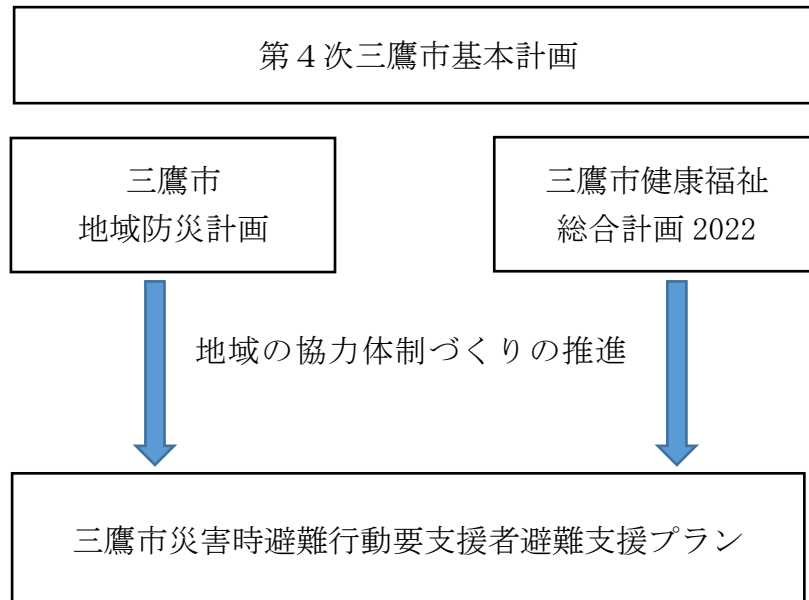
1—3 三鷹市災害時避難行動要支援者避難支援プランの位置づけと目的

本避難支援プランは、国の取組指針において策定が求められている「要支援者名簿に係る作成・活用方針」と「個別避難計画に係る作成・活用方針」を一体的に策定するもので、主に震災と風災害に対する要支援者の避難支援について、市の基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。「三鷹市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）に定めるところにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、要支援者に対する支援を適切かつ円滑に実施するための体制を整備します。

また、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」と市をはじめとし

た行政機関による「公助」の連携を深め、地域の協力体制づくりの推進を図ります。

避難支援プランの位置づけ（イメージ図）



《参考 自助・共助・公助》

自助（じじょ）

「自分の安全は、自分で守る。」これが、最も大切な「防災の基本」です。自助に成功しないと共助を行うことはできません。災害時に備えて非常用持ち出し袋などを用意しておく、在宅避難に備えて食料等の備蓄をする、家の中の家具に転倒防止器具を取り付ける、避難路や避難所を確認する、防災訓練に参加するなども自助に含まれます。

共助（きょうじょ）

「わたしたちのまちは、わたしたちの手で守る。」このような理念のもと、となり近所をはじめとした地域において、共に支え合うことが大切になります。具体的には、避難に協力する、地域の方々と初期消火活動を行うなどがあります。

公助（こうじょ）

市をはじめ、警察、消防、広域的役割を担う都・国などの行政機関や電気・ガス・水道等を提供しているライフライン機関などによる応急対策活動を言います。

第2章 要配慮者及び避難行動要支援者について

2-1 要配慮者の範囲

要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方です。地域防災計画においては、高齢者や障がい者、外国人等を要配慮者と位置付けています。

2-2 避難行動要支援者の要件

要支援者は、要配慮者のうち、迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方です。市では、次の7つの要件のいずれかに当てはまる方を要支援者としています。

要件	内容
1	75歳以上で一人暮らしの方又は世帯の構成員が全て75歳以上である場合の当該世帯の各構成員
2	介護保険制度による要介護度が1若しくは2で一人暮らしの方又は世帯の構成員が介護保険制度による要介護度が1若しくは2である本人を除き全て65歳以上である場合の当該本人
3	介護保険制度による要介護度が3から5までの方
4	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
5	要件3又は要件4の方と同じ世帯に属する方のうち、当該世帯の構成員が要件3又は要件4の方を除き全て75歳以上である場合の当該75歳以上の各構成員
6	難病で避難に際して支援が必要な方
7	その他市長が必要と認める方

《参考 要配慮者の特徴》

要配慮者は、適切な防災行動をとりにくいそれぞれの特徴があるため、避難支援等関係者や地域支援者をはじめとした避難支援等に携わる方は、その特徴を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要となります。東京都福祉保健局が定める要配慮者の特徴は次のとおりです。

対象	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障を来す場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
寝たきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。危険情報を発信することが困難である。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障害者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障害者 言語障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。視界外の異変・危険の察知が困難である。自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。医療機器を使用している場合は、「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照
内部障害者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。常時使用する医療機器（機器によっては電源、酸素ボンベ等が必要）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。

対象	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
在宅人工呼吸器使用者（特に、24 時間使用者）	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬や衛生用品、ケア用品などを携帯する必要がある。	薬や衛生用品、ケア用品、電源など災害備蓄用品を確保しておく。 搬送が必要な場合に備え、家族、医療、介護等の支援者のみではなく近所の方や民生・児童委員、消防団、自主防災組織等、地域において複数の支援者を確保しておく。 在宅での対応が困難になった場合に備え、自家発電設備や非常用電源設備を保有している公共施設や民間協力施設を確認しておく。 体調が悪化した場合に備え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の在宅人工呼吸器使用患者災害時支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておく。 災害発生時は、かかりつけ医ではない医療機関に搬送されることもあるため、あらかじめ災害対応に必要な医療情報を整理しておく。
知的障害者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び援護者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。

対象	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
重症心身障害者（児）	自力で行動することや危険認知も難しい。 コミュニケーションも困難な場合が多い。 常時使用する医療機器は電気を必要とし、酸素を必要とする人もいる。 ※重症心身障害者（児）の中には、人工呼吸器等の濃厚な医療を必要としながら生活する人もいれば、医療を必要としない人もいる。	人工呼吸器・吸引器・ネブライザー等常時使用する医療機器の予備電源や薬、多くのケア用品を携帯する必要がある。車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 かかりつけ医、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などの各支援事業との連絡体制を確立しておく。 医療や介護の情報、薬・ケア製品、電源を確保しておく。 本人からの意志表出をよくくみ取り、精神的に不安定にならないようにする。
乳幼児	感情を十分言語化できず、意思疎通がうまくできない。また、災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。

出典：東京都福祉保健局「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」（令和4年1月改訂版）

※人に関する「障害」という言葉について、市では「障がい」と表記していますが（固有名詞は除く。）、上記「要配慮者の特徴」では、原典のまま表記しています。

《参考 要配慮者のうち透析を受けている方》

東京都は、大規模な災害等が発生した場合に、透析医療機関が迅速かつ的確な透析医療を行うための標準的な対応マニュアルとして「災害時における透析医療活動マニュアル」を策定しています。

当該マニュアルの「透析医療機関と透析患者の間の連絡」という項目には、次のように定められています。

【透析医療機関の対応】

- 透析医療機関は、透析可否等について、自施設の透析患者・家族に連絡します。
透析が可能な場合、透析の実施日時や場所等について患者に連絡します。透析不可能な場合は、個々の医療機関との協力協定や災害時透析医療ネットワーク等からの情報に基づき、受入先医療機関を患者に紹介し、受診方法等を指示します。

【透析患者の対応】

- 透析患者は、できる限り通院している透析医療機関に連絡して、状況を報告し、必要な情報を得ます。通院先の医療機関が透析不可能な場合は、受入先医療機関や受診方法などの指示を受けます。
- 透析患者は、避難所や医療救護所にいる場合は、避難所や医療救護所の医療従事者や管理者等に携帯している災害時透析患者カード等を提示し、透析が必要であることや通院先の透析医療機関との連絡状況等を伝えます。
通院医療機関と連絡が取れないなど、透析が受けられない場合は、避難所や医療救護所の医療従事者や管理者等に相談し支援を求めます。

出典：東京都福祉保健局「災害時における透析医療活動マニュアル」（令和３年５月改訂版）

《参考 要配慮者のうち在宅にて人工呼吸器を使用している方》

東京都は、市町村等の関係機関や関係者が、災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、人工呼吸器使用者の把握や平常時からの準備、災害時等の支援方法を示した「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を策定しています。

当該指針では、在宅人工呼吸器使用者について、災害時個別支援計画の作成の必要性が次のように定められています。

【災害時個別支援計画作成の必要性】

在宅人工呼吸器使用者は、移動が大変難しく、通常の避難行動は困難です。

さらに、東京の場合は、在宅人工呼吸器使用者が2,000人規模であるため、避難を目的とした入院は難しい状況です。そのため、各区市町村は、あらかじめ人工呼吸器使用者・家族と協同で、個別の事情を反映させた災害時個別支援計画を作成し、自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるように準備しておく必要があります。

出典：東京都福祉保健局「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」（令和３年８月一部改訂）

第3章 避難行動要支援者名簿と名簿情報について

3-1 避難行動要支援者名簿と名簿情報

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、要支援者の全体的な状況の把握、要支援者の災害時の支援や安否確認に利用することを目的として、関係部課で把握している高齢者や障がい者等の情報を収集し、名簿を作成します。要支援者の要件に該当しない方でも、名簿への登載の希望がある場合には、名簿に登載します。

また、名簿については、少なくとも年1回以上、転出・転入、死亡等の情報を更新するとともに、3年に1回程度の頻度で要支援者に登録内容の確認を行います。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項については、次のとおりです。

- 1 漢字氏名
- 2 かな氏名
- 3 性別
- 4 生年月日
- 5 住所
- 6 電話番号
- 7 対象要件（避難支援等を必要とする事由、特別な配慮の必要性）
- 8 特記事項
- 9 緊急時の連絡先（漢字氏名、かな氏名、続柄、住所、電話番号）
- 10 地域支援者（漢字氏名、かな氏名、住所、電話番号）

(3) 名簿情報

名簿情報とは、名簿に記載し、又は記録された情報を言います。

市が作成し保有するのは要支援者全体の名簿となります。一方、その名簿に記載又は記録された情報の内、一部の記載事項や特定のエリアの情報は名簿情報となります。

3-2 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害対策基本法第49条の11第2項で定められている災害時等において、要支援者の避難誘導や安否確認等の実施に携わる関係者です。

避難支援等関係者による名簿情報を活用した平常時からの避難訓練や見守り等を通して、地域における顔の見える関係づくりが期待できます。

なお、避難支援等関係者による平常時及び災害時等の支援は、共助の仕組みの一つであることから、各団体の事情に応じて可能な範囲で実施していただくものです。

(1) 市の避難支援等関係者

NO.	避難支援等関係者
1	三鷹警察署
2	三鷹消防署
3	三鷹市消防団
4	三鷹市の民生・児童委員
5	三鷹市内の自主防災組織の一部
6	三鷹市社会福祉協議会
7	三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合の一部
8	三鷹市内の地域包括支援センター

(2) 「避難行動要支援者の名簿情報の提供と支援に関する協定」の締結

市から避難支援等関係者への名簿情報の提供に当たり、市と避難支援等関係者は、「避難行動要支援者の名簿情報の提供と支援に関する協定(以下「協定」という。)」を締結しています。協定には、名簿情報の使用目的や名簿情報に記載する事項、名簿情報の管理等の項目を定めています。

また、三鷹市内の自主防災組織及び三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合については、全ての団体ではなく、協定を締結した一部の団体に名簿情報を提供しています。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、名簿情報について本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に、事前に名簿情報を提供します。

なお、提供に当たっては、避難支援等関係者の特性に合わせて、提供する名簿の範囲や記載事項が次のとおりに分かれています。

【提供する名簿情報の範囲】

提供する名簿の範囲	避難支援等関係者
市内全域	三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市社会福祉協議会
管理・担当する地域のみ	三鷹市消防団、三鷹市の民生・児童委員、三鷹市内の自主防災組織の一部、三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合の一部、三鷹市内の地域包括支援センター

【提供する名簿情報の記載事項】

記載事項	提供する避難支援等関係者
漢字氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、対象要件、特記事項	三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市内の自主防災組織の一部、三鷹市社会福祉協議会
上段の情報に加え 緊急時の連絡先、地域支援者	三鷹市の民生・児童委員、三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合の一部、三鷹市内の地域包括支援センター

(4) 避難支援等関係者への災害時等における名簿情報の提供

市は、災害時等には、要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者等に対して、要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供する場合があります。

3-3 避難行動要支援者名簿における特別な配慮が必要な方

(1) 特別な配慮が必要な対象者

要支援者の中でも一人で避難場所まで避難できない、災害に関する情報を集められない、避難の可否の判断が難しいといった状況の方を「特別な配慮が必要な方」と位置付けています。

具体的には、単身世帯で、次の要件に当てはまる方々が「特別な配慮が必要な方」となります。

NO.	要件	
1	単身世帯で	要介護度が3から5までの方
2		身体障害者手帳1級又は2級の所持者のうち、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の方
3		療育手帳（愛の手帳）1度又は2度の所持者
4		精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
5	その他（日中独居や同居する世帯員全員が要支援者など、特別な事情がある方で市に申出をした方）	

(2) 避難支援等関係者との情報共有及び支援

本人の同意が得られた場合に提供している避難支援等関係者への名簿情報には、

「特別な配慮が必要な方」が分かるように印を付けています。災害時等の状況によっては、避難支援の際に「特別な配慮が必要な方」の支援や安否確認の優先度が高くなる可能性もあります。

3-4 避難行動要支援者の名簿情報の適正な管理

名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理を図ります。

- 1 名簿情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供します。
- 2 名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者は、市と協定を締結し、名簿情報の受領書や保管届、名簿情報の取扱責任者と取扱者の登録届、誓約書を市に提出してもらいます。
- 3 協定では、名簿情報の個人情報の漏えいを防止するため、次のことを定めています。
 - (1) 守秘義務が生じること。
 - (2) 適正に保管すること。
 - (3) 名簿情報の取扱者を限定すること。
 - (4) 名簿情報を目的外に使用しないこと。
 - (5) 許可なく複製しないこと。
 - (6) 使用後は速やかに市へ返却すること。
- 4 市にて「三鷹市災害時避難行動要支援者支援事業 名簿情報取り扱いマニュアル」を作成し、避難支援等関係者が統一した内容で名簿情報の管理を行える体制を整備しています。

3-5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うに当たっては、本人又はその家族等の生命及び身体を守ることを大前提であり、可能な範囲で、要支援者に対する支援を行ってもらいます。

避難支援等関係者及び要支援者の双方に、災害時における支援行動や支援の限界等についての理解を得ることが必要となります。市では、要支援者に送付する「三鷹市避難行動要支援者 情報提供同意書（以下「同意書」という。）」の中で、事前の情報提供の同意により災害時等の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者の避難支援に対して法的な責任や義務が発生するものではないことを周知しています。

3-6 避難行動要支援者の名簿情報の活用

(1) 同意者の名簿情報と不同意者の名簿情報の活用

市が避難支援等関係者に提供する名簿情報は、同意者の名簿情報と不同意者の名簿情報の2つに分かれており、提供するタイミングや活用方法が異なります。

名簿情報の取扱いについては、災害対策基本法第49条の11第2項及び第3項の規定に基づいています。

【同意者の名簿情報】

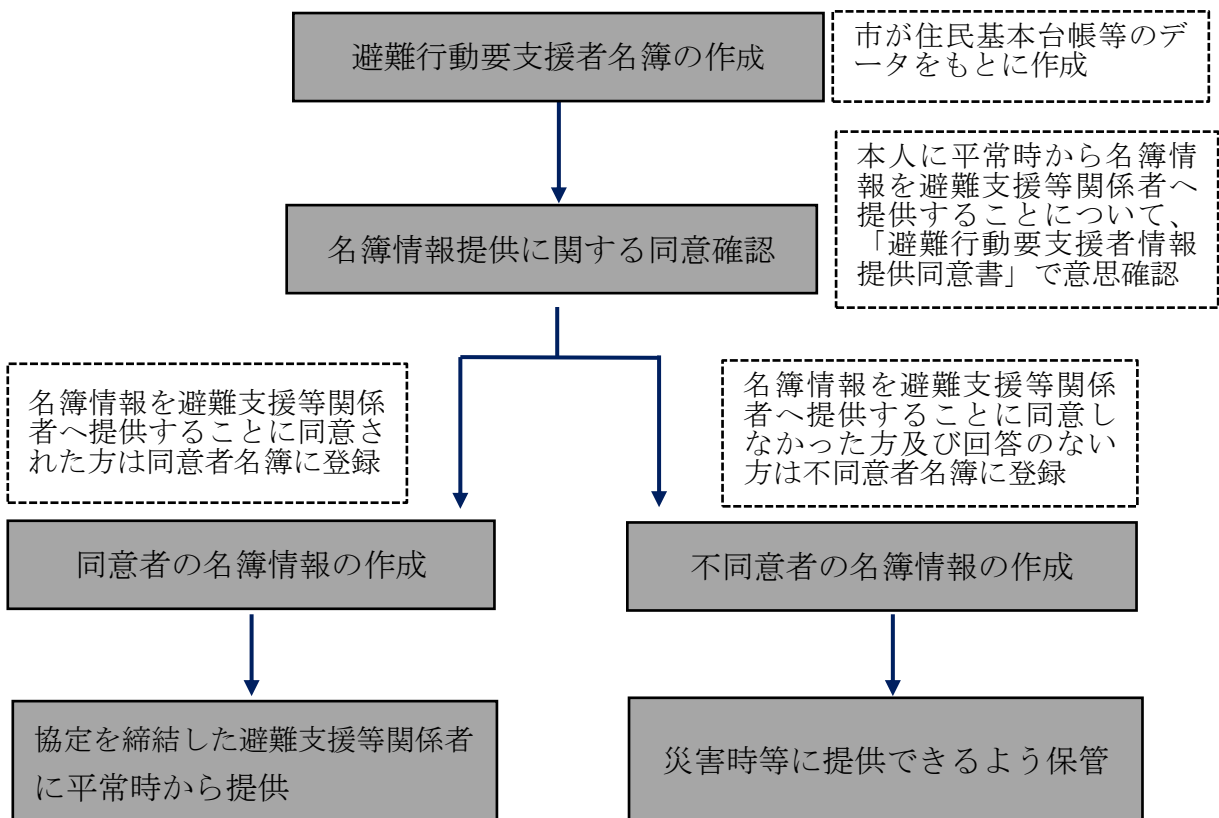
平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意された方の名簿です。市と協定を締結した避難支援等関係者に平常時から提供するものです。

【不同意者の名簿情報】

平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意しなかった方及び名簿情報を提供することへの同意確認に対して未回答の方の名簿です。

不同意者の名簿情報は、災害が発生し要支援者の生命等を守るために必要があると認められる場合には、災害対策本部の決定により、名簿情報を提供することについての同意・不同意に関係なく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供するものです。

【同意者の名簿情報と不同意者の名簿情報のイメージ図】



【名簿種類別の記載事項】

名簿の種類	名簿記載事項	
同意者の 名簿情報	本人	漢字氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、対象要件、特記事項
	緊急時の連絡先	漢字氏名、かな氏名、続柄、住所、電話番号
	地域支援者	漢字氏名、かな氏名、住所、電話番号
不同意者の 名簿情報	本人	漢字氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、対象要件

(2) 緊急時の連絡先と地域支援者

市が要支援者に同意書を送付する際には、要支援者本人に「緊急時の連絡先」と「地域支援者」の登録もあわせてお願いしています。

災害時等の避難支援が円滑に行われるためには、「緊急時の連絡先」や「地域支援者」が決まっていることが望ましいです。可能な範囲で「緊急時の連絡先」と「地域支援者」を確保できるよう、避難支援等関係者をはじめとした地域での顔の見える関係づくりが重要となります。

ア 緊急時の連絡先と地域支援者の役割

緊急時の連絡先と地域支援者へ期待する役割は次のとおりです。

緊急時の連絡先の役割

- ・日頃から、要支援者の生活に注意を払う。
- ・要支援者の緊急事態に際して連絡を取る。

地域支援者の役割

【平常時の役割】

- ・普段から要支援者のことを気にかけて、日ごろの見守り・声かけなどを行う。

【災害時等の役割】

- ・災害時等に、防災無線や市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール等を通じて発令される災害に関する情報を要支援者に伝える。
- ・必要に応じて、要支援者宅や避難所での安否確認を行う。
- ・必要に応じて、指定された避難場所又は避難所への避難誘導等の支援を行う。

イ 緊急時の連絡先と地域支援者の確保の方法

緊急時の連絡先の確保方法

- ・親族や友だちなど緊急時の連絡先になることができる方がいるか確認する。

地域支援者の確保方法

- ・地域内で地域支援者を探し、要支援者とマッチングする。
- ・要支援者 1 人に対して地域支援者を 1 人以上確保することが難しい場合は、地域内をいくつかのグループに分け、各グループ内で複数人の支援者を確保しておくなどの方法も考えられる。

(3) 平常時の名簿情報の活用方法

ア 日頃の見守り

要支援者の中には災害時等だけでなく、日常生活にもサポートが必要となる方がいます。避難支援等関係者は、日常生活の中であいさつなどの声かけや生活に異変（最近見かけない、新聞が溜まっている。）がないか気にかけていただくなど、日頃の見守り活動に名簿情報を活用することができます。

要支援者との「顔の見える関係」が構築されることで、要支援者の状態の変化などを把握することができ、災害時等に円滑な避難支援を行うことが期待できます。

イ 避難支援等関係者同士の情報共有

避難支援等関係者が提供を受ける名簿情報については、団体によって同じ情報を持っています（3－2の(3)P11を参照）。

例えば、民生・児童委員と地域包括支援センターは、同じ記載事項の名簿情報を持っているため、管轄するエリアが同一の場合には、情報共有が可能となります。日頃の見守りの状況等をお互いに共有することで、重層的な支援が生まれ、災害時等における避難支援の円滑化につながります。

ウ 要支援者への自助努力の呼びかけ

地域での支え合いの体制を築いていくに当たっては、要支援者本人に対し、地域支援者や避難支援等関係者等による支援は任意の協力により行われるものであること、また、地域支援者の不在や被災状況などにより支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助努力が必要不可欠であることについて十分に周知する必要があります。

自助努力の周知をすることは、要支援者と避難支援等関係者の顔の見える関係づくりのきっかけにもなります。

災害に備えて行う「備蓄」や「室内外の備え」等の自助努力については、「東京都防災ホームページ」に詳しく記載されています。

《参考 東京防災》

URL : <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

アプリ : ダウンロードはこちらから



東京都
防災アプリ
(Android)



東京都
防災アプリ
(iOS)

主な備蓄品目（出典：東京都「日常備蓄」を進めましょう（パンフレット））

の

どんなものが
必要な？

主な備蓄品目

(夫婦と乳幼児、高齢女性1人の4人家族で戸建て住宅にお住まいの例)

分類	日常使い (常にキープしておく分)	数量
食品等	☒ 水	1人1日3L
	☒ 無洗米	4kg
	☒ レトルトご飯	27食
	☒ 乾麺 即席麺	3パック
	☒ 缶詰 (さばの 味噌煮、野菜など)	9缶
	☒ 果物の缶詰	3缶
	☒ レトルト食品	9個
	☒ 野菜ジュース	9本
	☒ 飲み物 (500ml)	9本
	☒ チーズ・プロ テインバー等	3パック
	☒ お菓子	3パック
	☒ 栄養補助食品	9箱
	☒ 健康飲料粉末	9袋
	生活用品	☒ ポリ袋
☒ ラップ		1本
☒ アルミホイル		1本
☒ ティッシュペーパー		4箱
☒ トイレペーパー		4ロール
☒ 点火棒		1本
☒ 布製ガムテープ		2巻
☒ 軍手		9組
☒ ビニール手袋		1箱
衛生用品		☒ 救急箱
	☒ マスク	9枚
	☒ 常備薬	1箱
	☒ 除菌ウェット ティッシュ	120枚
	☒ 使い捨てコン タクトレンズ	1人1か月分
	☒ アルコールスプレー	2本
	☒ 備蓄用 ウェットティッシュ	90枚程度

分類	日常使い (常にキープしておく分)	数量
女性	☒ 生理用品	30個セット
	☒ 基礎化粧品	適宜
乳幼児	☒ 粉ミルク スティックタイプ	18食
	☒ 液体ミルク	18食
	☒ アレルギー対応 離乳食	9食
	☒ お尻拭き	3パック
	☒ おむつ	30個
	☒ 使い捨て哺乳瓶	18個
高齢者	☒ おかゆ	9食
	☒ 補聴器用電池	適宜
	☒ 入れ歯洗浄剤	90錠

災害に備えて準備し、定期的 に使用確認などを行うもの	数量
☒ カセットコンロ	2台
☒ カセットボンベ	8本
☒ 簡易トイレ	45回分
☒ 懐中電灯	2灯
☒ LED ランタン	最低3台
☒ ヘッドライト	4個
☒ 乾電池	適宜
☒ 手回し充電式などの ラジオ	1台
☒ 携帯電話 充電器	適宜
☒ リュックサック	1個

エ 災害時等を想定した防災訓練の実施

災害時等に備えて、避難支援等関係者が実施する地域での防災訓練などの際に、要支援者への情報提供・安否確認・避難誘導などの方法をシミュレーションしておくことで、避難支援や安否確認を円滑に実施できることが期待できます。

また、今後作成する要支援者それぞれの個別避難計画も参考にしながら、実際に要支援者と避難経路や避難方法等を確認しておくにより効果的です。

オ 新たな名簿情報の活用方法について

今後も避難支援等関係者と連携しながら、新たな名簿情報の活用方法を検討し、避難支援等関係者向けの研修会などで情報共有しながら避難支援に活かしていきます。

(4) 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報に不同意の方への支援

要支援者の中には、ご本人の状況等により、あらかじめ避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意をされない方もいます。市では、不同意の方（未返送の方も含む。）に対して、3年に1回程度の割合で、「同意書」をお送りし、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する同意・不同意の確認を行います。

また、広報・ホームページ等での事業の周知を図るとともに、ご本人等から同意への変更の連絡が来た際には、随時、「同意書」をお送りし、同意者としての登録を行います。

第4章 個別避難計画について

4-1 個別避難計画の概要

個別避難計画とは、災害時等に要支援者が迅速かつ円滑に避難できるように、一人ひとりの事情に合わせて、あらかじめ立てておく計画です。個別避難計画には、名簿と同様に、要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の基本的な情報に加えて、心身の状況や避難場所、避難経路、避難支援の際の留意事項等も記載します。

個別避難計画の作成を通して、本人だけでなく、その家族や関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、共助の仕組みの強化を図ります。

4-2 個別避難計画を連携して作成する関係者

市は、個別避難計画の作成に当たり、市内の防災・福祉などの関係各課のほか、民生・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合、自主防災組織など、市内・市外の関係者と連携して取組を進めます。

4-3 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

国の取組指針では、個別避難計画の作成の優先度を判断する際の基準として、次の3点をあげています。

(1) 地域におけるハザードの状況

浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等のハザードマップ上の危険地域に居住する者については、優先的に作成すべきである。

(2) 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者について優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

(3) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が要配慮者であったり、世帯に複数の要支援者がいる等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合や、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

国の取組指針を基に、市としての個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲を次のように定めています。

NO.	状況		区分
1	単身世帯で	ハザードの状況	【浸水エリア】 野川流域、仙川流域、神田川流域 【土砂災害エリア】 大沢地区の一部、牟礼・井の頭地区の一部
2		心身の状況	要介護度が3から5までの方 身体障害者手帳1級又は2級の所持者のうち、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の方 療育手帳（愛の手帳）1度又は2度の所持者 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
3	社会的孤立等の状況		その他（日中独居や同居する世帯員全員が要支援者など、特別な事情がある方で市に申出をした方）

単身世帯で、いずれかのハザードの状況に該当し、かつ、いずれかの心身の状況に該当する方が対象となります。社会的孤立の状況については、個別に対応します。

例1：単身世帯で、野川流域の浸水エリアに住む、要介護度が3の方

例2：単身世帯で、井の頭地区の土砂災害エリアに住む、身体障害者手帳1級の視覚障がいの方

例3：野川流域の浸水エリアに住む、要介護度が3の夫と90歳の妻の2人暮らしの世帯で、市に申出をした方

※社会福祉施設の入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設の施設管理者等が水防法等に基づく避難確保計画を、さらに社会福祉施設入居者については、施設の管理者等が介護保険法等に基づく非常災害対策計画を作成することとされていることから、市による個別避難計画の作成の対象外となります。

※東京都が定める「災害時個別支援計画」を作成した在宅人工呼吸器使用者については、内容が重複することから、市による個別避難計画の作成は行いません。

4-4 個別避難計画の作成の進め方

(1) 作成エリア

作成の優先度が高い個別避難計画については、ハザードの状況に応じて、順次作成していきます。

作成年度	ハザードの状況	エリア
令和4年度	浸水エリア	野川流域（大沢）
	土砂災害エリア	大沢地区の一部
令和5年度	浸水エリア	仙川流域・神田川流域（井の頭）
	土砂災害エリア	牟礼・井の頭地区の一部

作成年度	ハザードの状況	エリア
令和6年度以降※	浸水エリア	その他エリア

※国の指針では、令和3年5月の災害対策基本法の改正後、概ね5年を目途に個別避難計画の作成に着手することが定められています。

(2) 作成方法

個別避難計画の作成方法は、大きく分けて2つの方法があります。

ア 市が主体となって作成する方法

要支援者本人の世帯状況、ハザードの状況、心身状況等を基に優先度が高いと市が判断した方を対象に、市が主体となり、介護事業者や相談支援事業者と連携しながら作成する方法です。

イ 要支援者本人が作成方法

要支援者本人やご家族が作成する方法です。本人の状況や世帯の状況によっては、地域（避難支援等関係者など）の方等にお手伝いをしてもらい作成する場合もあります。

【作成エリア及び作成方法のイメージ図】

令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
《浸水エリア》野川流域、 《土砂災害エリア》大沢地区の一部 ア 市が主体となって作成する方法 《浸水エリア》その他		
	《浸水エリア》仙川・神田川流域、《土砂災害エリア》牟礼・井の頭地区の一部 イ 要支援者本人による作成	

4-5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画情報について、名簿情報と同様に、本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に、事前に提供します。

個別避難計画情報の事前提供により、避難支援等関係者が、要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、要支援者ごとの避難支援等の実行性を高めることが可能となります。

4-6 個別避難計画情報の適正な管理

個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、名簿情報の取扱いと同様に、適正な情報管理を図ります。

（「3-4 避難行動要支援者の名簿情報の適正な管理」P13を参照）

4-7 個別避難計画の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新

することは、避難支援等の実行性を高めることにつながります。要支援者本人や家族、福祉専門職等から変更の届出があった場合には、随時更新を行います。

4－8 個別避難計画の活用

災害時等には、作成された個別避難計画を基に、地域支援者や避難支援等関係者等が、可能な範囲で、要支援者の状況を確認しながら在宅避難の確認や避難所までの避難支援等を行います。

個別避難計画の作成後も、内容の確認や避難訓練等を実施することで、個別避難計画の内容の改善や避難支援等の実行性の向上につなげていきます。

要支援者本人は、家族や地域支援者と共に、避難場所の確認や避難の際の約束事などを確認することで、災害に関する意識の向上を図ることができます。

また、避難支援等関係者は、地域で実施している避難訓練等があれば、訓練の際に、個別避難計画に基づく情報伝達や避難支援等について確認することで、共助の仕組みの強化を図ることができます。

今後、個別避難計画を作成していく中で、新たな活用方法及び地域支援者や避難支援等関係者の避難支援の体制づくりを検討し、避難支援等関係者向けの研修会などで情報共有しながら避難支援に活かしていきます。

4－9 福祉避難所や移動手段

個別避難計画の作成に当たっては、避難場所や移動手段の確保が重要となってきます。要支援者本人や家族の希望、普段通っている施設の利用状況、施設と市との福祉避難所に関する協定提携の有無によっては、直接、福祉避難所に避難する場合があります。

ただし、福祉避難所の受入人数も限られているため、避難の際には事前に施設側との調整が必要となります。

また、災害時の避難場所までの移動手段については、徒歩、車椅子など様々な手段がありますが、災害の状況によっては最適な移動手段が変わる場合があります。個別避難計画の作成を通じて、普段から複数の避難経路や移動手段について考えておくことが必要になります。

市と東京ハイヤー・タクシー協会武三支部とは、「災害時における緊急輸送等の協力に関する協定」を締結しています。災害の状況に応じて、市はタクシー会社等と協力して要支援者の移動支援を行います。

《参考 大沢の野川流域の浸水エリアからの避難等について》

令和4年7月22日に大沢の野川流域にて、市職員による個別避難計画作成に向けた課題検証訓練を実施しました。

【訓練中に確認した危険箇所等の事例】

- ・大沢地区は木も多いため、台風時などでは倒木で通行できない場合もある。
- ・車止めなどがある道は、事前に車椅子が通れる幅か確認が必要

- ・道の幅が狭いため、傘を差しながら移動すると、車や人との接触の危険がある。
- ・雨の中の階段移動は、上から水が流れてきて足をとられる可能性がある。
- ・木や木の根っこ、マンホール等につまずき、滑って転ぶ危険がある。

【避難場所までの所要時間】

大沢の野川流域の浸水エリアから大沢台小学校や第七中学校等へ避難するのににかかった時間は次のとおりです。区分の○数字は、地図の番号と連動しています。

区分	要支援者の状況	被災場所	避難場所	移動手段	所要時間
①	・身体障がい者 ・車椅子を利用	大沢5丁目 16番付近	大沢CC	車椅子	10～15分
②	・身体障がい者 ・聴覚障がい	大沢6丁目 10番付近	第七中学校	徒歩	10分
③	・長時間の歩行が困難な高齢者 ・杖を使用	大沢5丁目 11番付近	大沢CC	徒歩	10～15分
④	・高齢者 ・左半身麻痺 ・車椅子を利用	大沢5丁目 2番付近	大沢台小学校	車椅子	20～30分
⑤	・高齢者 ・視力が低い ・歩行速度が遅い	大沢5丁目 1番付近	大沢台小学校	徒歩	20～30分

※大沢CC：大沢コミュニティ・センター

【訓練実施場所】



第5章 避難支援体制について

5—1 避難支援体制の整備

災害対策基本法に基づき、同意を得た要支援者の事前の名簿情報及び個別避難計画の提供とともに、避難支援等関係者と協働で高齢者や障がい者の避難誘導や安否確認を的確に行うための避難支援等の体制を整備します。

(1) 災害時等における避難支援

ア 避難支援関係者への名簿情報及び個別避難計画情報の提供

災害時等において、要支援者の生命等を守るために必要があると認められる場合には、災害対策本部の決定により、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を提供することについての同意・不同意に関係なく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報等を提供します。

イ 避難支援等関係者等による避難支援の実施

名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者等は、名簿情報等に基づき、要支援者の避難支援を実施します。避難支援等関係者等については、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認のうえ、可能な範囲で避難支援を行います。

ウ 要支援者への情報伝達

市が警戒レベル3の高齢者等避難を発令した場合、避難支援等関係者は、名簿情報等を活用し、要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、要支援者の早い段階での避難行動の促進を図ります。

(2) 市の福祉支援班を中心とした対応

ア 高齢者や障がい者については、市の福祉支援班が中心となり、安否確認を含む状況の把握、避難支援、避難所生活支援、福祉避難所入所などのサービス提供等に取り組みます。

イ 市の福祉支援班は、各施設、市保健活動チーム、社会福祉事業者等からの情報を一元的に集約するなど、高齢者や障がい者対応に必要な総合調整を行います。

《参考 市の福祉支援班》

事務を担当する 平常の市の組織	業務の内容
健康福祉部	(1) 要配慮者対策に係る総合調整に関すること。
地域福祉課	(2) 要配慮者の避難、救護及び被災状況の把握に関すること。
障がい者支援課	(3) 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
高齢者支援課	(4) ボランティアの受入、コーディネート及び支援に関すること。
介護保険課	(5) 義援金品の配分に関すること。
生活福祉課	(6) 災害援護資金の融資等各種被災者支援制度の対応に関すること。

5—2 避難所等の種類

(避難所等の住所は、資料3 避難所・避難場所等一覧 P41～45 を参照)

(1) 避難所

災害により、自宅の倒壊などのため、自宅での生活が困難になってしまった場合やこれから被害にあう可能性が大きい場合などに、一時的に避難生活を送るための屋内施設です。あわせて食料や生活物資の配給などを行う拠点にもなります。

平常時には、地域のみなさんや学校関係者などが中心となって避難所運営連絡会を組織し、避難所運営マニュアルの見直しや避難所運営訓練を実施しています。

また、通常の避難所での生活が困難な方を受け入れる施設として、福祉避難所があります。福祉避難所については、福祉施設との協定締結を進める中で、施設利用者の受入れを中心として発災当初より開設されるものと一般の避難所からの移動等により二次的に開設されるものとに分かれます。

区分			主な役割	施設
指定避難所	避難所	地域避難所	災害により家に戻れなくなった場合などに、一時的に避難生活を送る施設	コミュニティ・センター 7 施設
		学校避難所		市立小中学校 22 校 (一中は校舎のみ)
		協定避難所		避難所協定締結施設
	福祉避難所		通常の避難所での生活が困難な方を受け入れる施設	公設福祉施設及び協定締結施設
補完施設	臨時避難所		通常の避難所への避難者が増加し受入れきれない場合等に開設する施設	市立保育園、地区公会堂など

(2) 一時避難場所

災害発生直後、火災などの二次災害から逃れるため、一時的に避難をする場所です。避難した人の安全を確保できるスペースを持った公園や学校の校庭などが指定されています。地域による避難先の指定はありませんので、近くの避難場所と安全な避難路を確認しておきましょう。

(3) 広域避難場所

大規模災害が発生し、一時避難場所にも火災による延焼がせまっている場合など、もはや近くの避難場所では危険であると判断した場合に避難をする場所です。

(4) 避難場所協力農地

三鷹市と東京むさし農業協同組合とは、災害が発生した場合の協定を結んでおり、組合員の協力により災害時には農地に近隣の市民等が避難することができるようになっています。避難場所協力農地には看板が設置されています。

第6章 情報伝達等について

6-1 避難情報の発令

令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」が改定され、警戒レベルに応じた「取るべき行動」や「行動を促す情報」が整理されました。

市が警戒レベル3の高齢者等避難を発令した場合、避難支援等関係者は、名簿情報を活用し、要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、要支援者の早い段階での避難行動の促進を図ります。

【警戒レベルに応じた取るべき行動】

警戒レベル	状況	取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	大雨、洪水、高潮 注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※警戒レベル1及び2は気象庁が発表し、警戒レベル3から5までは市から緊急の呼びかけを行います。

※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

6-2 情報伝達手段の整備

要支援者は、避難に関する情報を適切に受け取ることや情報に基づいて判断・行動することが困難な場合があります。市では、避難情報その他の災害情報が迅速に伝達されるように、また、特定の手段に偏ることがないように、複数の手段を活用した情報伝達手段の整備を進めています。

(1) 防災行政無線（同報系）

基地局からの情報を市内に設置した屋外拡声子局からの拡声音声や市施設及び防災関係機関に設置した戸別受信機に伝達するシステムです。

(2) 安全安心メール

市内の安全安心に関する情報を配信しており、利用者は「防犯」「防災」「環境」の分野から必要な情報を選んで配信を受けられます。防災行政無線（同報系）から放送を実施した際には、分野を問わず全利用者に放送内容を配信します。

(3) 防災行政無線自動電話応答サービス

防災行政無線（同報系）で放送した内容を電話応答装置にて自動録音し、録音した内容を電話で確認できるサービスです。

電話番号：0120-119-921（放送から24時間再生されます。）

(4) 災害時緊急情報配信サービス

携帯電話やスマートフォンを持っていない災害時の要配慮者の方を対象に、市が発信する避難指示等の「避難情報」や「避難所開設情報」を固定電話番号又はFAX番号に配信するサービスです。

(5) その他

防災行政無線（同報系）で放送した内容について、市ホームページへの掲載、三鷹市公式Twitterによる配信などを行っています。

6-3 ハザードマップによる周知

市では、洪水や土砂災害に関する情報の周知として、浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成・公表しています。また、新たに市に転入した方へ窓口での配布も行っています。

また、個別避難計画作成の対象者には、個別避難計画の様式等を送付する際にハザードマップも同封し、ハザードの状況や避難所等を確認できるようにします。

第7章 避難所等における支援について

7-1 避難所における支援

※ここでは要支援者を含む要配慮者を対象として、説明をしています。

(1) 避難所生活の支援

- ア 災害時に避難所となるコミュニティ・センター、学校等においては、必要に応じて要配慮者用の居住スペースを確保し、要配慮者の負担の軽減を図ります。
- イ 福祉用具の優先供給に関する協定の締結団体等を通じて、要配慮者が避難所で生活するうえで必要な福祉機器の確保を行います。
- ウ 高齢者や障がい者等で福祉的配慮が必要な避難者が避難している避難所については、当該避難者向けの洋式仮設トイレ等を優先的に配置します。
- エ 各避難所運営マニュアルに従い、避難所における要配慮者への配慮や支援をします。
- オ 要配慮者対応には大勢の支援が必要であるため、ほかの避難者やボランティアにも協力を求め、共助による支援を行います。
- カ 避難所運営に関して高齢者や障がい者等への福祉的配慮などの観点から次の点に留意します。

- (ア) 要配慮者は、できるだけ条件の良い場所へ避難させるようにする。
- (イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者への災害情報提供に配慮する。
- (ウ) 避難者の体力又は病状等により、避難所での生活が困難な方については、適切な施設へ入所の要請などを行う。
- (エ) 要配慮者の視点に配慮した避難所運営を行う。

(2) 相談窓口の設置

市の福祉支援班は、医療健康班と連携し、高齢者及び障がい者等支援に関する相談窓口を開設します。

(3) 医療等の体制

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、都及び関係機関等との連携による医療体制の強化に努めます。

また、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談の実施や都の巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケアを実施します。

(4) 仮設住宅

仮設住宅を建設するに当たっては、必要に応じて高齢者や障がい者世帯に配慮し

た設備・構造の住宅とします。入居者の選定時には、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努めます。

7-2 在宅避難者への支援

避難行動を取ることが困難な障がい者や要介護度の高い高齢者等については、在宅避難せざるを得ない状況になることも想定されることから、安否確認や在宅避難生活への支援、必要となる情報提供を行います。

(1) 在宅避難者への支援

ア 災害発生時は、自宅の倒壊や火災により寝泊まりするところがなくなった方以外は、可能な限り在宅避難するように呼び掛けます。

イ 在宅避難者への支援物資は、近隣の災害時在宅生活支援施設を中心に配給します。

(2) 在宅避難者の把握

在宅避難者への支援物資を確保するため、配給場所となる拠点で、在宅避難者の場所・人数・生活状況等の把握に努めます。

(3) 在宅避難者への情報提供

在宅避難者に対しては、防災行政無線同報系や安全安心メール、広報車の巡回、掲示板への貼り出し、市ホームページや三鷹市公式 Twitter 等を活用し、災害情報・ライフラインの復旧情報・市等の支援情報等の提供を行います。

《参考 災害時在宅生活支援施設》

被災後も自宅で生活をする在宅避難者に対して、生活に必要な資機材を配備した施設で、地域の共助の取組の拠点として位置付けています。

災害時には、仮設トイレの設置や、炊出しの実施、救援物資等の配給を行ないます。ただし、これらに限らず地域の防災の活動拠点として、情報共有やコミュニティの「場」として活用されます。

平常時の管理・点検等は市で行ないますが、災害時には、そのエリア内の町会、自治会等の地域住民が運営を行ないます。そのために、市では、平常時から町会、自治会等と連携しながら整備を進めています。

資料

資料 1 災害対策基本法 関係規定

災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日 法律第 223 号）第四十九条 抜粋

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（平二五法五四・追加、令三法三〇・改称）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（平二五法五四・追加）

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正）

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二五法五四・追加）

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（平二五法五四・追加）

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定す

る個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（令三法三〇・追加）

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

 - 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよ

う、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(令三法三〇・追加)

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令三法三〇・追加)

資料2 関係様式①「三鷹市避難行動要支援者 情報提供同意書」(令和4年9月版)

〒

この通知は、本事業の対象要件に該当された方にお送りしています。同封の通知文等をご確認のうえ、平常時からの情報提供に同意される方はご返送ください。同意されない場合、返送は不要です。

三鷹市避難行動要支援者 情報提供同意書

(あて先) 三鷹市長

私は、避難行動要支援者として、避難支援等関係者(裏面参照)へ下記の記載事項の提供を希望するので、次の事項について確認のうえ同意します。

1 災害対策での活用※を目的として、平常時から三鷹市地域防災計画に定める避難支援等関係者に名簿を提供すること。 ※災害対策での活用には、避難支援等関係者による訪問など、平常時の見守り活動も含まれます。

2 本同意書に記載された情報のほか、市があらかじめ保有している情報を公簿(住民基本台帳等)で確認して避難行動要支援者名簿に登録すること。また、登録する本人情報に変更があった場合、公簿の内容に応じて市が更新し、更新後の情報を避難支援等関係者に提供すること。

3 裏面に記載された注意事項を確認し、内容を承知していること。

1 登録する本人情報				記入日	年 月 日
ふりがな			性 別	生年月日	年 月 日
本人氏名	姓	名	男 ・ 女		
住 所	〒				
電話番号	- -		携帯電話番号	- -	
(代理人)	※本人が自署できない場合又は 未成年の場合は、代理人が署名してください。				
	代理人 署名 (続柄) 住所 〒				
	電 話 番 号 - -				
対象要件 該当する 番号に全 て○して ください。	1 75歳以上で一人暮らしの者又は世帯の構成員が全て75歳以上である場合の当該世帯の各構成員 2 介護保険制度による要介護度が1若しくは2で一人暮らしの者又は世帯の構成員が介護保険制度による要介護度が1若しくは2である本人を除き全て65歳以上である場合の当該本人 3 介護保険制度による要介護度が3から5の方 (該当する要介護認定区分に○ 3 4 5) 4 身体障害者手帳をお持ちの方 (等級: 級 障がい名:) 愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方 (度数: 度) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (等級: 級) 5 上記3又は4に掲げる者と同じ世帯に属する者のうち、当該世帯の構成員が上記3又は4に掲げる者を除き全て75歳以上である場合の当該75歳以上の各構成員 6 難病で避難に際して支援が必要な方 7 その他 ()				
特記事項					
市 使 用 欄	受領印	入力	確認1	確認2	

裏面もご確認ください。

2 緊急時の連絡先 緊急事態の際、ご家族などで連絡する方をご記入ください。
登録しない場合は、記入不要です。
(必ず、登録する方の同意を得て記載してください。)

ふりがな			住 所	〒
氏 名 (続柄)	姓	名 (続柄)		
電話番号	—	—	携帯電話番号	— —

3 地域支援者 近くにお住まいで避難等を支援してくれるご家族やご近所の方をご記入ください。
地域支援者がいない場合や登録しない場合は、記入不要です。
(必ず、地域支援者として登録する方の同意を得て記載してください。)

1 人 目	ふりがな			住 所	〒
	氏 名	姓	名		
	電話番号	—	—	携帯電話番号	— —
2 人 目	ふりがな			住 所	〒
	氏 名	姓	名		
	電話番号	—	—	携帯電話番号	— —
2 人目がいなければ、記入不要です。					

【避難支援等関係者】
三鷹市と避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定を締結し、個人情報の適切な管理を行うとともに、平常時から名簿の活用等を行う機関・団体等です。(例：三鷹警察署、消防関係組織、民生・児童委員、町会・自治会・マンション管理組合、地域包括支援センター等)

【確認事項】

- (1) 情報提供することに同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時等における避難行動の際の支援を受ける可能性は高まりますが、災害発生時等の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者の活動は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- (2) 本同意書を提出されない場合は、不同意の扱いとさせていただきます。ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害発生時等において生命の危機がある場合等には、避難支援等関係者に個人情報提供される場合があります。
- (3) 同意の意思は、変更や辞退等の申し出がない限り自動的に継続します。
- (4) 「2 緊急時の連絡先」及び「3 地域支援者」に記入された内容は、「1 避難行動要支援者本人」が住んでいる地域を担当している民生・児童委員や町会・自治会・マンション管理組合等へ提供されます。
- (5) 地域支援者は、自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。また地域支援者の活動は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【その他】

- (1) 本内容については、三鷹市個人情報保護条例を遵守し、取り扱います。
- (2) 本情報は、管理を効率的に実施するため、電子計算組織に記録します。
- (3) 本申請書等に関するお問合せ先 三鷹市健康福祉部地域福祉課地域ケア推進係
電話：0422-29-9235 F A X：0422-48-1794

資料2 関係様式②「個別避難計画作成同意書及び情報提供同意書」(令和4年9月版)

181-
三鷹市

様

令4新個-00001

同封の「避難行動要支援者の個別避難計画の作成と関係機関への個別避難計画の提供について(依頼)」及び「個別避難計画作成等に関する重要事項」をご確認の上、図内の質問に沿って個別避難計画を作成ください。

三鷹市個別避難計画作成及び情報提供同意書

※質問1～4の「□ はい」、「□ いいえ」のいずれかに必ず☑を入れてください。

質問1

現在、施設に入所、病院に長期入院又は住民票と異なる住所(親族宅等)に居住されていますか。

▼

☐ いいえ

▼

☐ はい

▼

施設・病院において避難支援の実施が想定されるため、作成は不要になります。

▼

①施設・病院・住民票と異なる住所情報記載欄に記入し、ご返送ください。

▼

①施設・病院・住民票と異なる住所情報記載欄

▼

名称	
住所	
記入者	本人以外の記入の場合(続柄:)

質問2

同封の「個別避難計画作成等に関する重要事項」を十分に確認し、個別避難計画の作成及び作成した個別避難計画を平常時から避難支援等関係者へ提供することに同意しますか。

▼

☐ はい

▼

☐ いいえ

▼

②同意記入・署名欄の「同意しません。」に☑及び署名の上、ご返送ください。

質問3

ご自身・ご家族により個別避難計画を作成できますか。

▼

☐ いいえ

▼

☐ はい

▼

②同意記入・署名欄の「同意します。」に☑及び署名の上、ご自身・ご家族で2～4ページに必要事項を記入し、ご返送ください。

質問4

現在ご相談している福祉専門職の方(ケアマネジャー、相談支援専門員等)はいますか。

▼

☐ はい

▼

☐ いいえ

福祉専門職の方にご相談の上、個別避難計画を一
緒に作成し、②同意記入・署名欄の「同意しま
す。」に☑及び署名の上、ご返送ください。

この用紙をご返送いただくか、三鷹市健
康福祉部地域福祉課地域ケア推進係
(0422-29-9235)にご連絡ください。

②同意記入・署名欄

私は、災害時避難行動要支援者として、「個別避難計画作成等に関する重要事項」及び「三鷹市災害時避難行動要支援者情報提供同意書」の確認事項を確認の上、個別避難計画を作成し、平常時から避難支援等関係者へ個別避難計画(避難行動要支援者名簿情報含む。)を提供することに

- ☐ 同意します。
☐ 同意しません。

署名:

【代理人による署名の場合】

代理人:

本人との続柄()

内側もご覧
ください。

三鷹市個別避難計画

作成日		年　月　日	作成事業者			作成者	
本人の基本的情報	フリガナ				性別	生年月日　　　　　　 年齢	
	氏名						
	住所又は ^(※) 所						
	電話番号				携帯番号		
	同居家族等 該当に○ ※	一人暮らし 夫婦のみ 子と同居 親と同居 日中独居					その他
		病院に入院中（一時・長期） 施設に入居中					
	身体状況 ※	□車椅子使用 □寝たきり □医療機器使用（ 酸素 吸引器 インスリン注射 ）					
		□その他（ ）					
	介護・障がい等の状況	□介護度					
□身体障害者手帳		内容					
□愛の手帳		□精神障害者保健福祉手帳					
緊急連絡先①※	フリガナ						
	氏名				続柄		
	住所						
	電話番号				携帯番号		
緊急連絡先②	該当する方がいない場合①	フリガナ					
	該当する方がいない場合②	氏名				続柄	
	該当する方がいない場合③	住所					
	該当する方がいない場合④	電話番号				携帯番号	
地域支援者は記入不要⑤	フリガナ						
	氏名				本人との関係		
	住所						
	電話番号				携帯番号		
	フリガナ						
	氏名				本人との関係		
	住所						
電話番号				携帯番号			

相談支援専門員・ ケアマネジャー等	氏名			
	事業所名		電話番号	
サービス利用事 業者（通所等）	名称		電話番号	
かかりつけ医	名称		電話番号	
その他計画に記 載したい連絡先	名称		電話番号	
ハザードの状況		☐ 浸水エリア ☐ 土砂災害警戒エリア・土砂災害特別警戒エリア		
震 災 時	希望する 避難場所等 ※	避難所等には行かず自宅に留まる場合は、必要な食料等を備蓄しておきましょう。		
		一時避難場所	防災マップ(ハザードマップ裏面)を参考に記入してください。	
		広域避難場所	☐ 徒歩 ☐ 車椅子 ☐ 車	
		避難所 裏面に経路記載	☐ その他（ ）	
風 水 害 時	希望する 避難所 ※	上の階に避難	☐ 不可能 ☐ 可能→必要な食料等を備蓄しておきましょう。	
		縁故避難	☐ 家族宅 ☐ 親族宅 ☐ 友人宅	
			☐ その他（ ） ☐ 徒歩 ☐ 車椅子 ☐ 車	
		避難所 裏面に経路記載	☐ その他（ ）	
避難時に 配慮しなくて はならない 事項※		（あてはまるものすべてに☑） ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐ 医療機器の装着等をしている（避難時に運搬が必要） ☐ 人工透析を受けている ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 車イスで移動する ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 避難時携行医薬品がある（薬品 ） ☐ その他 []		
避難先での留意 事項		☐ 介助が必要だが支援者が行う ☐ 常時介助が必要 ☐ 一部介助が必要（ ） ☐ その他 []		
備考				

・「※」印が付いている項目は有効な個別避難計画作成のため、必ずご記入ください。

避難経路 ※震災時、風水害時それぞれの避難所までの経路を記載ください。別途地図を貼り付けいただくことも可能です。

一時避難場所：災害発生直後、火災などの二次災害から逃れるため、一時的に避難をする場所です。地域による避難先の指定はありませんので、近くの避難場所と安全な避難路を確認しておきましょう。

広域避難場所：大規模災害が発生し、一時避難場所にも火災による延焼がせまっている場合など、もはや近くの避難場所では危険であると判断した場合に避難をする場所です。

避難所：災害により、自宅の倒壊などのため、自宅での生活が困難になってしまった場合、またはこれから被害にあう可能性が大きい場合などに、一時的に避難生活を送るための屋内施設です。

(引用元：三鷹市ホームページ)

資料3 避難場所・避難所等一覧（令和4年7月時点）

※地図情報については、『三鷹市防災マップ』、『三鷹市わがまちマップ』をご覧ください。

1 一時避難場所

・井の頭エリア

場所	住所
市立第五小学校 校庭	井の頭2丁目34番21号
明星学園小中学校 校庭	井の頭5丁目7番7号
立教女学院 校庭	杉並区久我山4丁目29番60号

・牟礼エリア

場所	住所
市立高山小学校 校庭	牟礼4丁目6番12号
市立第三中学校 校庭	牟礼4丁目13番8号
明星学園高等学校 校庭	牟礼4丁目15番22号
牟礼の里公園	牟礼3丁目7番7号
久我山ゴルフ	牟礼1丁目2番14号
花と緑の広場	牟礼1丁目11番26号

・北野エリア

場所	住所
市立北野小学校 校庭	北野3丁目1番5号
武蔵グランドゴルフ	北野1丁目7番22号

・新川エリア

場所	住所
市立第一小学校 校庭	新川6丁目4番32号
市立第五中学校 校庭	新川1丁目7番20号
市立第六中学校 校庭	新川2丁目12番17号
都立三鷹中等教育学校 校庭	新川6丁目21番21号
新川あおやぎ公園	新川1丁目11番16号
農業公園	新川6丁目30番22号
仙川平和公園（旧：仙川公園）	新川6丁目7番1号
三鷹中央防災公園	新川6丁目37番1号

・中原エリア

場所	
市立中原小学校 校庭	中原 2 丁目 12 番 13 号
市立東台小学校 校庭	中原 2 丁目 17 番 37 号
仙川ゴルフ練習場	中原 1 丁目 3 番 6 号

・井口・深大寺エリア

場所	住所
市立井口小学校 校庭	井口 3 丁目 7 番 11 号
井口特設グラウンド	井口 1 丁目 6 番

・上連雀エリア

場所	住所
市立第三小学校 校庭	上連雀 4 丁目 12 番 3 号
市立第七小学校 校庭	上連雀 7 丁目 7 番 7 号
市立第四中学校 校庭	上連雀 4 丁目 18 番 7 号
大成高等学校 グラウンド	上連雀 6 丁目 7 番 5 号

・下連雀エリア

場所	住所
市立第四小学校 校庭	下連雀 1 丁目 25 番 1 号
市立第六小学校 校庭	下連雀 6 丁目 13 番 1 号
市立南浦小学校 校庭	下連雀 9 丁目 9 番 1 号
杏林大学 井の頭キャンパス	下連雀 5 丁目 4 番 1 号

・野崎エリア

場所	住所
市立第二小学校 校庭	野崎 3 丁目 19 番 1 号
市立第二中学校 校庭	野崎 3 丁目 14 番 1 号

・大沢エリア

場所	住所
市立大沢台小学校 校庭	大沢 2 丁目 6 番 18 号
市立羽沢小学校 校庭	大沢 4 丁目 9 番 1 号
市立第七中学校 校庭	大沢 2 丁目 11 番 12 号

2 広域避難場所

場所
都立井の頭恩賜公園
新川島屋敷通り団地
国際基督教大学・東京神学大学・ルーテル学院大学・都立野川公園
国立天文台
大沢総合グラウンド
都立武蔵野の森公園
調布市緑ヶ丘小学校周辺（調布市緑ヶ丘）
都立武蔵野中央公園（武蔵野市八幡山）
都立神代植物公園（調布市深大寺元町）

3 避難場所協力農地

場所
牟礼 7 丁目 4 番付近
北野 4 丁目 8 番付近
新川 2 丁目 13 番付近
新川 4 丁目 4 番付近
新川 6 丁目 23 番付近
井口 3 丁目 6 番付近
井口 3 丁目 16 番付近
上連雀 1 丁目 25 番付近
下連雀 7 丁目 3 番付近

4 避難所

《市立小学校》 ※は、水害時の避難所ではありません

場所	住所	※
第一小学校	新川 6 丁目 4 番 32 号	
第二小学校	野崎 3 丁目 19 番 1 号	
第三小学校	上連雀 4 丁目 12 番 3 号	
第四小学校	下連雀 1 丁目 25 番 1 号	
第五小学校	井の頭 2 丁目 34 番 21 号	
第六小学校	下連雀 6 丁目 13 番 1 号	
第七小学校	上連雀 7 丁目 7 番 7 号	
大沢台小学校	大沢 2 丁目 6 番 18 号	

場所	住所	※
高山小学校	牟礼4丁目6番12号	
南浦小学校	下連雀9丁目9番1号	
中原小学校	中原2丁目12番13号	
北野小学校	北野3丁目1番5号	
井口小学校	井口3丁目7番11号	
東台小学校	中原2丁目17番37号	
羽沢小学校	大沢4丁目9番1号	※

《市立中学校》 ※は、水害時の避難所ではありません

場所	住所	※
第一中学校（体育館除く）	下連雀9丁目10番1号	
第二中学校	野崎3丁目14番1号	
第三中学校	牟礼4丁目13番8号	
第四中学校	上連雀4丁目18番7号	
第五中学校	新川1丁目7番20号	
第六中学校	新川2丁目12番17号	
第七中学校	大沢2丁目11番12号	

《コミュニティ・センター》 ※は、水害時の避難所ではありません

場所	住所	※
大沢コミュニティ・センター	大沢4丁目25番30号	※
牟礼コミュニティ・センター	牟礼7丁目6番25号	
井口コミュニティ・センター	井口1丁目13番32号	
井の頭コミュニティ・センター	井の頭2丁目32番30号	
新川中原コミュニティ・センター	新川1丁目11番1号	
連雀コミュニティ・センター	下連雀7丁目15番4号	※
三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀3丁目13番10号	

《その他》 ※は、水害時の避難所ではありません

場所	住所	※
三鷹中等教育学校	新川6丁目21番21号	※
国際基督教大学	大沢3丁目10番2号	
ルーテル学院大学	大沢3丁目10番20号	※
明星学園小中学校	井の頭5丁目7番7号	

5 福祉避難所

場所	住所
北野ハピネスセンター	北野 1 丁目 9 番 29 号
下連雀複合施設	下連雀 4 丁目 15 番 18 号
福祉コアかみれん	上連雀 4 丁目 1 番 8 号
新川作業所	新川 3 丁目 10 番 8 号
牟礼老人保健施設はなかいどう	牟礼 6 丁目 12 番 30 号
弘済ケアセンター	下連雀 5 丁目 2 番 5 号
高齢者センターけやき苑	深大寺 2 丁目 29 番 13 号
特別養護老人ホーム恵比寿苑	牟礼 1 丁目 9 番 20 号
子ども発達支援センター	新川 6 丁目 37 番 1 号 (元気創造プラザ 1 階)
ライフコミュニケーション深大寺	野崎 3 丁目 13 番 26 号
ライフコミュニケーションつつじヶ丘	中原 1 丁目 6 番 25 号
ガーデンテラス仙川	北野 4 丁目 8 番 40 号
特別養護老人ホームピオーネ三鷹	井口 1 丁目 17 番 22 号
巣立ち風	野崎 2 丁目 6 番 42 号
チャイルドデイケア ケンパ井の頭	井の頭 1 丁目 14 番 5 号
三鷹げんき	大沢 4 丁目 10 番 5 号
大沢にじの里	大沢 1 丁目 6 番 3 号
未来工房にじ	大沢 1 丁目 6 番 3 号
にじアート	新川 4 丁目 11 番 13 号
ワークショップハーモニー	大沢 1 丁目 1 番 43 号
工房 時	野崎 2 丁目 6 番 41 号
野ざきの家	野崎 2 丁目 6 番 41 号
アクティビティセンターはばたけ	野崎 3 丁目 17 番 9 号
三鷹ひまわり第一共同作業所	下連雀 4 丁目 8 番 20 号
三鷹ひまわり第三共同作業所	下連雀 3 丁目 11 番 8 号
ニチイホーム三鷹	中原 2 丁目 1 番 15 号
ニチイホーム三鷹 2 番館	中原 2 丁目 10 番 1 号
サザン	上連雀 1 丁目 1 番 3 号

三鷹市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

令和4年9月

発行 三鷹市

編集 三鷹市健康福祉部地域福祉課地域ケア推進係

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

TEL0422-29-9235